

事故危険区間選定の考え方(兵庫県の直轄国道)

兵庫県内の直轄国道を対象に、透明性及び効果等の観点に基づき、事故が多く発生している区間はもちろん、警察・自治体・道路利用者などが危険性を感じている区間についても、事故危険区間として選定します。

| | |
|---|---|
| 事（ 故 が 故 多 く 発 生 に 基 づ い く る 選 定 間） | 事故が特に多く発生している区間 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●以下の全てに該当する区間 <ul style="list-style-type: none"> ・死傷事故率 300件/億台km以上 ・死傷事故件数 年平均8件以上 |
| 事故が 多く 発生 して おり、 重大 事故 につ なが りや すい 区 間 | 事故が多く発生しており、重大事故につながりやすい区間 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●以下の全てに該当する区間 <ul style="list-style-type: none"> ・死傷事故率 100件/億台km以上 ・重大事故率 10件/億台km以上 ・死亡事故率 1件/億台km以上 ・死傷事故件数 年平均2件以上 |

| | |
|--|---|
| 警察 ・ 自 治 体 等 か ら 危 険 性 を 指 摘 さ れ た 区 間 | 交通事故の危険性が指摘された区間 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●警察から指摘された区間 ●自治体等から指摘された区間【以下のすべてに該当する区間】 <ul style="list-style-type: none"> ・死傷事故件数 年平均1件以上 ・重大事故件数 1件以上(H17～20年の間) |
| | 通学児童の安全を確保すべき区間 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●自治体等から危険性が指摘された区間【特に通学児童の安全上必要となる以下の区間】 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道がない若しくは歩道幅員が0.5m以下の区間 ・通学路、若しくは歩道が整備されれば通学路に指定される区間 |

| | |
|----------------|---|
| 歩行者の安全を確保すべき区間 | 歩行者の安全を確保すべき区間 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●自治体等から危険性が指摘された区間【歩行者の安全上必要となる以下の区間】 <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者若しくは自転車が関係する事故が発生している区間 ・歩道が無く不連続となっている区間 ・公共施設等を相互に結ぶ経路上にあるが歩道がない区間 |

※死傷事故率とは、1万台の車が1万km走行した場合に発生する事故件数。

※重大事故とは、死亡事故または30日以上の治療を要する負傷者が発生した事故。

※自治体等とは、沿道市町、各種業団体(バス、トラック、タクシー、JAF)、道路利用者を示す。

※事故データは平成17年～平成20年のデータを使用。